

総合評価落札方式活用ガイドライン

（営繕工事・公営住宅関係工事）

令和 7 年 6 月

静岡県財務部（営繕関係）

目 次

用語の定義	1
1 総合評価落札方式の概要	
1-1 背景	3
1-2 本ガイドラインの適用対象	3
1-3 総合評価落札方式の実施方針	3
1-4 総合評価落札方式の選定	4
1-5 技術的能力の審査	6
2 総合評価落札方式の実施方法	
2-1 技術資料の提出要請に当たって明示すべき事項	8
2-2 総合評価による落札者の決定	8
2-3 実施手順	10
2-4 評価項目及び配点、評価期間等	16
2-5 評価基準及び審査	18
3 中立かつ公正な審査・評価の確保	
3-1 学識経験者への意見の聴取	25
4 その他	
4-1 提案履行確保の措置等	26
4-2 総合評価落札方式に関わる事項の公表等	29
4-3 知的財産としての技術提案の取扱い	30
5 参考	
別紙1 技術提案等に係る評価基準の目安	31
別紙2 簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱにおける 配置予定技術者の資格設定の目安	31
別紙3 継続教育（CPD）単位の評価について	32
別紙4 登録基幹技能者の種類	33
6 様式集	35

白 紙

用語の定義

- 総合評価落札方式：価格と品質（企業の技術力、技術者の技術力、信頼性社会性）を総合的に評価する入札方式。なお、品質には、工事目的物の品質ほか、工事の効率性、安全性、環境への配慮等の工事実施段階における特性を含む。
- 評価点：総合評価落札方式のタイプや工事種別等により定められた個々の評価項目において、入札参加者の技術力等に応じて与えられる得点をいう。加算点を算出するための点数である。
- 加算点：評価点の合計を加算点の最高得点を満点として換算した得点を“加算点”という。簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ及び簡易型Ⅲの場合、評価点の合計に加算点の最高得点を乗じ、評価点の満点で除したものが加算点となる。標準型の場合は、換算をせず評価点の合計を加算点とする。
- 標準点：入札に参加するための最低限の要求を満たしている場合に付与する基礎点（100点）をいう。
- 技術評価点：工事目的物の性能等の評価点数であり、標準点に加算点を加えた点をいう。（技術評価点＝標準点（100点）＋加算点）
- 評価値：総合評価落札方式で落札者を決定するための数値であり、技術評価点を入札価格で除した数値をいう。
- 基準評価値：標準点（100点）を予定価格（税抜き）で除した数値をいう。
- 技術提案等：総合評価落札方式の評価項目のうち、標準型で求める「技術提案」と、簡易型Ⅰで求める「簡易な施工計画」を総称していう。
- 技術提案：標準型において、発注者が示す標準案を実現する上で有効な施工上の工夫等をいう。なお、標準型における評価項目は、「総合的なコスト縮減」、「性能、機能の向上」及び「社会的要請への対応」の中から工事内容に応じて適宜設定する。
- 簡易な施工計画：簡易型Ⅰにおいて、当該工事の現場条件を踏まえ、発注者が示す標準案の適切かつ確実な施工を実現する施工計画をいう。評価項目は、「工程管理、実施手順」、「材料の品質管理」、「施工上の課題への対応」及び「施工上配慮すべき事項」の中から工事内容に応じて適宜設定する。

施 工 の 信 頼 性 : 総合評価落札方式の評価項目のうち、工事成績や施工実績等による企業の施工能力、配置予定技術者の資格や施工経験等による配置予定技術者の能力及び営業拠点や災害協定等による企業の地域貢献度等の3つの項目で構成される実績に係る評価をいう。

標 準 案 : 図面及び仕様書等の設計図書で、発注者が標準として示す施工方法をいう。

総合評価落札方式のタイプ : 総合評価落札方式のタイプには、技術提案評価型の「高度技術提案型」、「標準型」、「簡易型Ⅰ」及び施工能力評価型の「簡易型Ⅱ」、「簡易型Ⅲ」がある。

評価項目の確認形式 : 評価項目の確認形式には、「事前確認型」と「事後確認型」がある。

事前確認型 : 総合評価に関する審査を入札前に全て行い、入札後は価格評価のみを行い落札者を決定する形式をいう。

事後確認型 : 総合評価に関する審査のうち、入札参加資格にかかわる技術提案等の審査を事前に行い、入札後に落札候補者のみに企業の施工実績等の根拠書類により施工の信頼性に係る詳細な確認を行い、落札者を決定する形式をいう。なお、営繕工事及び公営住宅関係工事においては、同種・類似工事の施工実績等の一部の評価項目について、事前に根拠書類の提出を求め確認を行っている。

技 術 資 料 : 総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料(各様式及び根拠書類)をいう。

入 札 価 格 : 本ガイドラインにおいては、入札参加者が入札時に提示する入札金額(税抜き)をいう。

営 繕 工 事 : 仕様書に沿った設計をもとに建築物(その附帯施設を含む。)を建築、修繕又は模様替する「建築関係の営繕工事」をいう。

公 営 住 宅 関 係 工 事 : 仕様書に沿った設計をもとに公営住宅(その附帯施設を含む。)を建築、修繕又は模様替する「公営住宅関係の工事」をいう。

1 総合評価落札方式の概要

1-1 背景

国は、公共工事の品質の確保と向上を図るため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」という。）第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）を定めた。（平成17年8月26日に閣議決定、令和元年10月18日最終変更）

基本方針では、「発注者が、法の基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務を適切に実施することが必要である。」とされ、「また、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることも重要である。」とされている。

営繕工事では、平成19年4月から、公営住宅関係工事では、平成21年10月から、発注工事の品質確保を図るため、品確法及び基本方針に基づき本ガイドラインを定め、総合評価落札方式を実施している。

なお、本ガイドラインは、静岡県における入札契約制度の改善や総合評価落札方式の実施状況等により、評価項目・評価基準の変更、事務の効率化・簡素化等の見直しを行い、改善を図っていく。

1-2 本ガイドラインの適用対象

本ガイドラインは、財務部に工事執行依頼書が提出された建設工事で、令和7年6月1日以降に公告する営繕工事及び公営住宅関係工事に適用する。

1-3 総合評価落札方式の実施方針

総合評価落札方式を適用する工事は、予定価格1億円以上の工事について、原則として同方式を適用することとするが、次のいずれかに該当する場合は適用しない。

なお、予定価格1億円未満の工事については、必要に応じて実施することができるものとする。（原則として1千万円未満は適用しない。）

ア 緊急工事等の特別な理由がある場合

イ 発注時期等に制限があり、総合評価落札方式を適用することにより、施工に必要な期間の確保が困難な工事

ウ 入札参加資格委員会において、総合評価落札方式を適用することが不適当と認められた工事

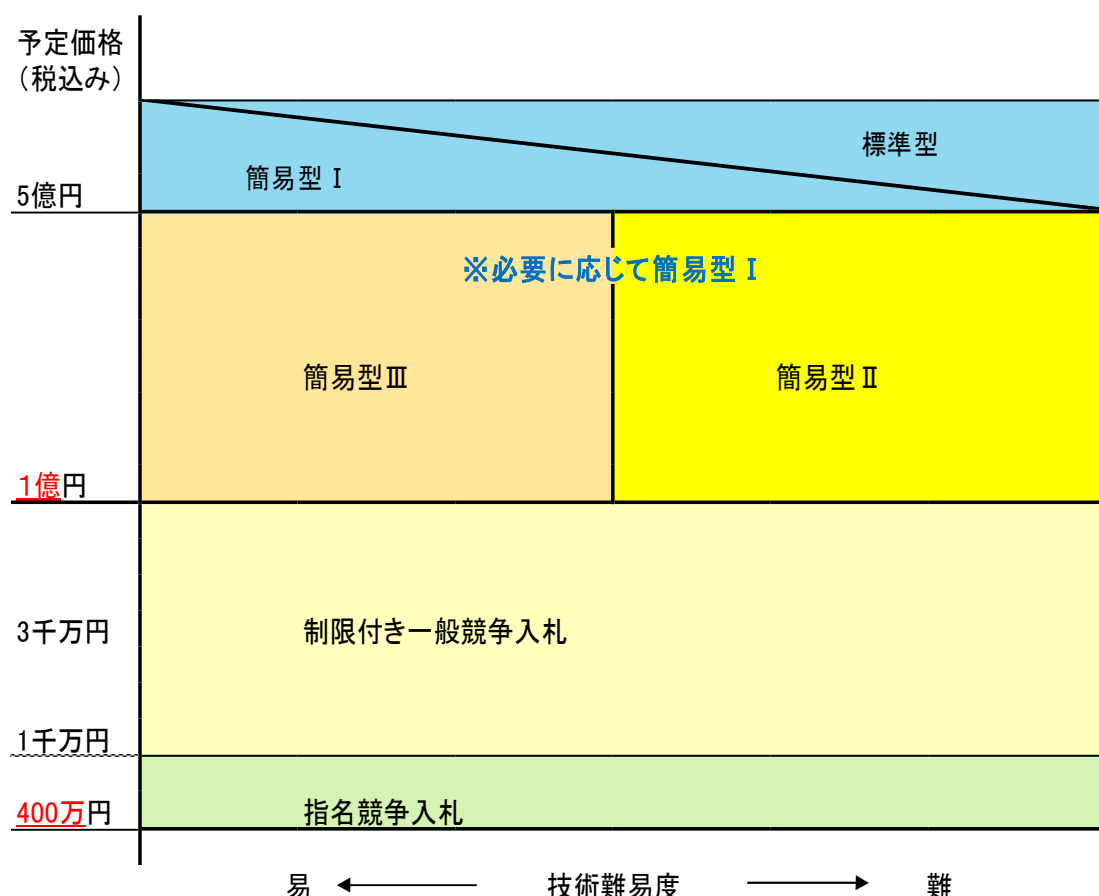
1－4 総合評価落札方式の選定

当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や予定価格（工事規模）に応じて、次に掲げるいずれかの総合評価落札方式のタイプを選択し、入札参加者から技術資料の提出を求め、技術力の審査・評価を行う。総合評価落札方式のタイプ選定の目安として、適用区分のイメージを図1に示す。

具体的な実施に当たっては、工事内容や工夫の余地、緊急性、発注時期の制約等を考慮し、総合評価落札方式の適用の可否を含め、金額区分に関わらず適切にタイプを選定するものとする。

なお、「施工体制確認型総合評価落札方式」は、別途定める「営繕関係施工体制確認型総合評価落札方式ガイドライン」によるものとするが、その適用の可否については、予定価格（工事規模）、工事の内容、施工条件等を考慮し判断する。

図1 総合評価落札方式の適用イメージ



- *1: 各工事の技術難易度は、工事の規模及び工期、施工難易度、周辺環境、技術的工夫の余地、ライフサイクルコスト等を考慮して判断する。（1億円以上5億円未満工事の難易度判断は別表のとおり）
- *2: 現場条件等を踏まえて、特に留意する事項がある場合に選択する。
- *3: 金額区分は目安であり、工事内容により、例えば5億円以上でも簡易型Ⅱを適用することができる。

別表

＜発注規模 1億円以上 5 億円未満工事の難易度判断＞

工種	説明	簡易型Ⅲ（難易度・易）	簡易型Ⅱ（難易度・難） ＜以下のいずれかに該当する場合＞
建築	新営工事 （新築、増築、増設） 改修工事 修繕工事 解体工事	右記のいずれにも該当 しない一般的なもの	①用途、構造、敷地、仮設、工法、施工 手順等が特殊 ②周囲（周辺環境）への配慮が通常以上 ③複数工区で調整が多いもの
設備	新営工事 （新築、増築、増設） 改修工事 修繕工事 解体工事	右記のいずれにも該当 しない一般的なもの	①仮設、工法、施工手順等が特殊 ②周囲（周辺環境）への配慮が通常以上 ③複数工区で調整が多いもの ④施設管理者との調整が多いもの

※上記の①～④の判断基準のいずれかに該当するか否かで、難易度「易」と「難」の判断をする。

耐震補強工事だから（難：難しい）、外壁改修工事だから（易：易しい）といった判断はせず、工事内容等から難易度を判断する。

【標準型】・・・（技術提案評価型）

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現する上で有効な、安全対策、交通・環境への影響、工期短縮等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

【簡易型Ⅰ】・・・（技術提案評価型）

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

簡易な施工計画や配置予定技術者の能力等を確認することが、工事の品質確保や円滑な施工のために必要であると見込まれる工事に適用する。

【簡易型Ⅱ】・・・（施工能力評価型）

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。企業の施工能力や配置予定技術者の能力及び地域貢献度等を確認することが、工事の品質確保や円滑な施工のために必要であると見込まれる工事に適用する。

【簡易型Ⅲ】・・・（施工能力評価型）

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保することが重要であるため、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。企業の施工能力及び地域貢献度等を確認することが、工事の品質確保や円滑な施工のために必要であると見込まれる工事に適用する。

1－5 技術的能力の審査

（１）個別工事に際しての技術審査の基本的考え方

個別の工事に際し、入札参加者に提出を求めた技術資料により、技術提案等、施工の信頼性の審査、評価を行う。また、総合評価落札方式のタイプ又は必要に応じて、配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

審査の結果、入札参加要件を満たしていない場合には、当該企業の競争参加資格を認めない。

（２）総合評価落札方式のタイプごとの技術審査項目

選定するタイプと工事の特性に応じ、下記の表1の中から項目を選択し、入札参加者から技術資料の提出を求め、審査し、評価する。

なお、簡易型Ⅰにおける評価基準の目安は別紙1とする。

表 1 総合評価落札方式のタイプごとの技術審査項目

区 分	項 目
標準型	ア 総合的なコストの縮減に関する技術提案
	イ 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案
	ウ 社会的要請への対応に関する技術提案
簡易型Ⅰ	ア 工程管理、実施手順に対する技術的所見
	イ 材料の品質管理に対する技術的所見
	ウ 施工上の課題に対する技術的所見
	エ 施工上配慮すべき事項

(3) 配置予定技術者に対するヒアリング

配置予定技術者に対するヒアリングは、**表 2**に示すとおり、標準型は原則実施とし、簡易型Ⅰについては、発注者の判断で必要に応じて実施する。また、簡易型Ⅱ及び簡易型Ⅲでは実施しない。

ヒアリングは、提出された技術資料に関する内容の確認を目的として行うものであり、発注者は、聞き役に徹し、技術資料への加除訂正は原則として行わない。

表 2 配置予定技術者に対するヒアリング

標準型	原則実施する
簡易型Ⅰ	必要に応じ実施する
簡易型Ⅱ	実施しない
簡易型Ⅲ	実施しない

《ヒアリングにおける確認項目の参考例》

- ・ 配置予定技術者の経歴・資格
- ・ 同種・類似工事の施工経験の有無
- ・ 同種・類似工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意・工夫した点
- ・ 当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見 等

2 総合評価落札方式の実施方法

2-1 技術資料の提出要請に当たって明示すべき事項

総合評価落札方式は、従来方式と比較して評価項目や落札者決定基準等、手続内容が複雑であることから、入札参加者との間に疑義が生じないように、入札公告等で、その内容を周知する必要がある。

制限付き一般競争入札の場合、入札公告（個別事項）において明示すべき事項は、次のとおりである。

【入札公告例（個別事項）】

- 1 公告日
- 2 入札執行者
- 3 担当部署
- 4 工事内容等（総合評価落札方式の適用の旨を記述）
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（「施工計画が安全性、確実性、経済性等の観点から適切であること」を記載）
- 6 設計業務等の受託者
- 7 技術資料の提出方法
- 8 技術資料の内容と技術資料作成上の注意事項
- 9 ヒアリングの有無
- 10 技術的能力の審査に関する事項
 - （1）入札の評価に関する基準（評価項目、配点）
 - （2）総合評価の方法
 - （3）落札者の決定方法
 - （4）評価内容の担保（ペナルティ）
- 11 入札日程
- 12 設計書及び図面の申込期間、申込場所及び申込方法
- 13 その他（調査基準価格の設定、前払金・部分払の条件等）
- 14 補足資料

2-2 総合評価による落札者の決定

標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ、簡易型Ⅲのいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもの（失格又は無効となった者を除く。）のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

評価値の算出方法は、県では、Value for money の考え方に基づき、技術提案による工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質を表す指標となる除算方式を採用する。

(1) 評価値の算出方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= (\text{技術評価点}) / (\text{入札価格}) \times 1000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格}) \times 1000\end{aligned}$$

- * 評価値は、小数点以下4位止め（5位を四捨五入）とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。
- * 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。
- * 技術評価点及び加算点は、小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。
- * 評価値の計算において、入札価格は千円単位とする。（1,000円未満の数値は小数点以下で扱う。）
- * 評価値の計算において、1000は、評価値を比較するため、便宜上乗じている。
- * 加算点は、入札参加者が獲得した評価点の合計を換算した数値。（簡易型Ⅰの加算点は、評価点の合計×30/35.5（評価点の満点が35.5点の場合）で算出される。ただし、標準型は、換算せずに評価点の合計を加算点とする。）
- * 入札価格が、「調査基準価格入札書比較価格」を下回った場合は、「調査基準価格入札書比較価格」を評価算定上の入札価格として算出する。

① 入札価格 ≥ 調査基準価格の税抜き金額の場合

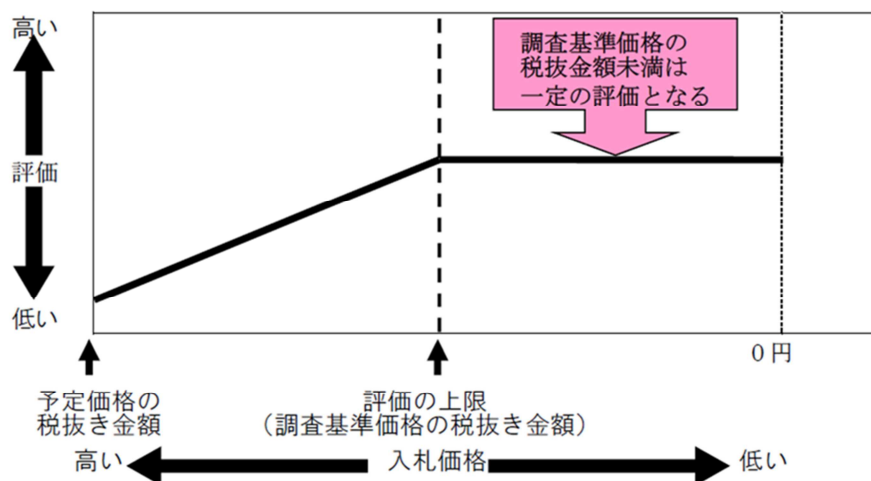
$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{入札価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

② 入札価格 < 調査基準価格の税抜き金額の場合

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \{(\text{技術評価点}) / (\text{調査基準価格入札書比較価格})\} \times 1,000 \\ &= \{(\text{標準点} + \text{加算点}) / (\text{調査基準価格入札書比較価格})\} \times 1,000\end{aligned}$$

評価値の算出過程における価格評価のイメージを図2-1に示す。

図2-1 価格評価のイメージ



- ・ 入札価格が高い（グラフの左方向）と評価が低く、入札価格が低い（グラフの右方向）と評価が高くなる。
- ・ 入札価格が低くなるほど評価は上がるが、「調査基準価格入札書比較価格」未満となった場合は、「調査基準価格入札書比較価格」により評価値を算出する。

(2) 技術評価点の設定の考え方

標準点を100点、技術提案等に係る性能等に応じた加算点の上限を表3のとおりとする。

表3 タイプ別加算点の範囲

タイプ	加算点上限の範囲
標準型	31.5～42.5点
簡易型Ⅰ	30点
簡易型Ⅱ・Ⅲ	20点

2-3 実施手順

(1) 事前確認型と事後確認型

総合評価落札方式を実施する場合、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ及び簡易型Ⅲにおいては、簡易な施工計画を除く実績等の詳細な確認を入札後に行う事後確認型を採用できるものとする。

簡易型Ⅰは、簡易な施工計画が適切であることが入札に参加する条件であるため、簡易な施工計画に係る審査は入札前に行い、実績等に係る評価項目のみ入札後に審査を行う。この際、事後に疑義が生じないよう、一部の根拠書類（企業や配置技術者に係る施工実績及びボランティア活動等）については、事前に提出を求め、詳細な確認を行うことができるものとする。

なお、タイプ別の評価項目と事後確認型採用の可否は、**表4**のとおりである。

ア 事前確認型

入札前に、全ての入札参加資格審査に関する様式と全ての技術資料（技術資料様式－5、6の証明資料を含む。）の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を、事前確認型とする。

イ 事後確認型

入札前に、技術資料様式－5、6の根拠書類以外の技術資料^{※1}の提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後、落札候補者のみに対して様式－5、6の根拠書類^{※3}の提出を求めて評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を、事後確認型とする。

表4 タイプ別の評価項目と事後確認型採用の可否

小項目	評価項目	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅲ
技術提案等	技術提案	○	－	－	－
	簡易な施工計画	－	○	－	－
施工の信頼性 (施工実績等)	企業能力	○	○	○	○
	技術者能力	○	○	○	－
	地域貢献度等	○	○	○	○
事後確認型の採用		不可	可 ^{※1、2}	可	可

*評価項目の詳細な設定は、「2-4 評価項目及び配点」参照

※1：技術資料様式－2～4の簡易な施工計画に添付する図面等がある場合は提出を求める。

※2：簡易型Ⅰの「簡易な施工計画」に関する評価は、入札参加資格の有無に関わるので入札前に詳細な確認まで行う。

※3：技術資料様式－5、6の根拠書類のうち、必要に応じて同種・類似工事の施工実績・施工経験、地域ボランティア活動の実績等については、事前に提出を求めることができる。

ウ 基本的な手順

基本的な手順（公告～落札者決定）を図2-2に示し、標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ及び簡易型Ⅲの手順を、それぞれ図2-3、図2-4及び図2-5に示す。

また、基本的な手順における注意点を、次に示す。

○基本的な手順における注意点

（ア）総合評価における暫定的な確認等（図2-2の※1）

- ① 企業や技術者の施工の信頼性（実績等）に関わる事項の暫定的な確認
簡易型Ⅰ、Ⅱ及びⅢでは、入札前に技術資料様式-1～6により、企業や技術者の施工の信頼性（実績等）に関わる事項を暫定的に確認する。
- ② 簡易な施工計画の審査
簡易型Ⅰでは、入札前に技術資料様式-3、4により簡易な施工計画の審査を行う。

（イ）技術資料様式-1「評価点申請一覧」の自己申請点に誤りがあった場合の取扱い（同※2）

- ① 自己申請点が技術資料様式5、6の記載内容より低い場合
記載内容の修正は行わず、申請どおりの点数で評価する。
- ② 自己申請点が技術資料様式5、6の記載内容より高い場合
本来の点数に置き換え、評価する。
- ③ 工事成績評定点については、上記によらず、申請点が静岡県算定と異なる場合は、発注機関が申請者に申請内容を確認し、本来の点に修正する。

（ウ）配置予定技術者に対するヒアリング（同※3）

1-5（3）を参照

（エ）事後確認型における事後確認手続き（同※4）

- ① 根拠書類の提出
落札候補者のみに次の書類の提出を求め、総合評価の詳細な確認を行う。
入札参加資格において入札後審査型を採用している場合は、併せて、入札参加資格の詳細な確認を行う。
 - ・ 入札参加資格
入札参加資格に係る確認書類
 - ・ 総合評価
技術資料様式-1～6の根拠書類。
- ② 暫定確認時と評価が異なった場合の取扱い
 - ・ 暫定確認時に比べ評価点が下がる場合
詳細確認後の評価点に修正する。
 - ・ 暫定確認時に比べ評価点が上がる場合
暫定確認時の評価点は修正しない。

図 2-2 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）

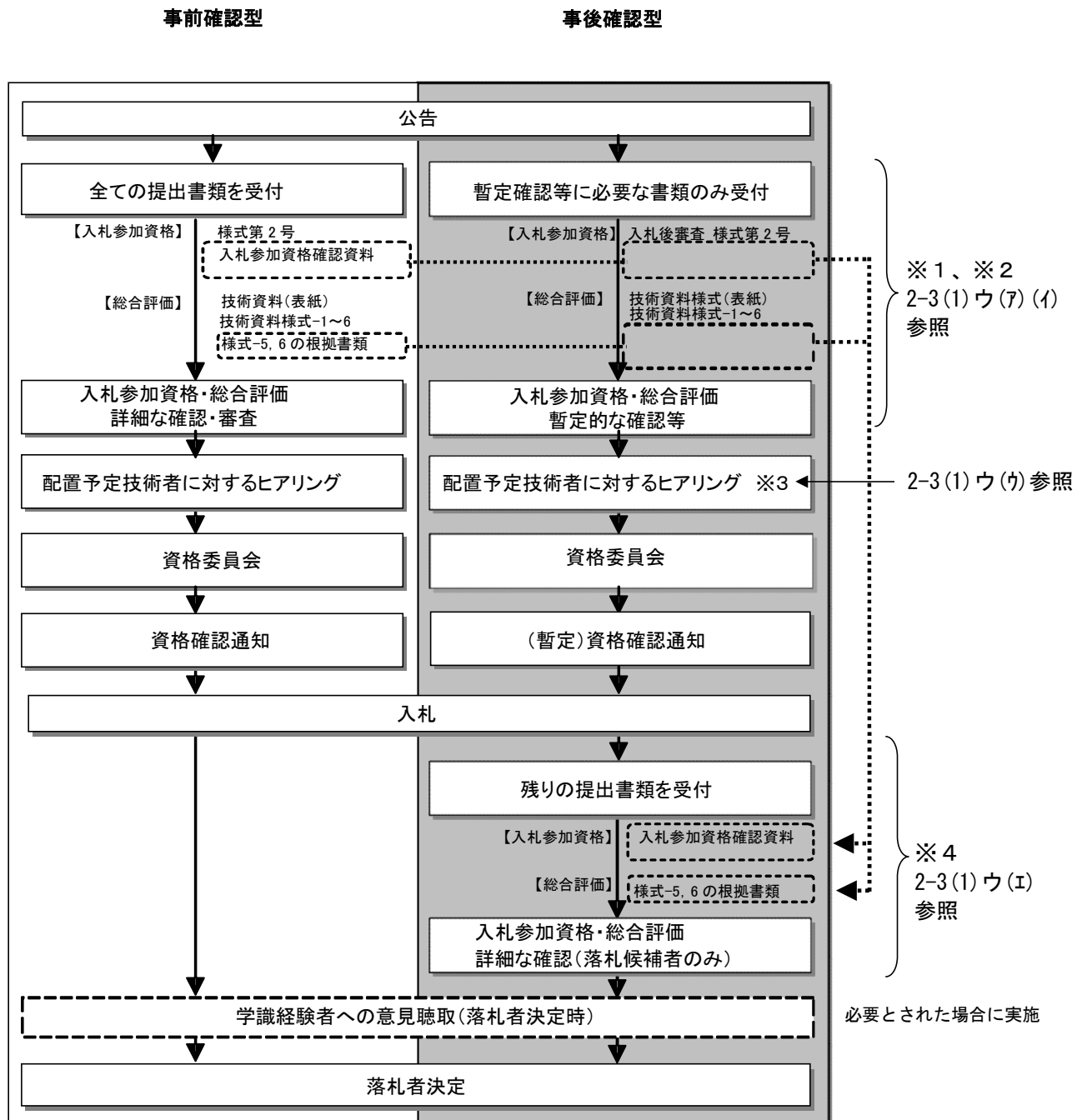


図2-3 実施手順【標準型(制限付き一般競争入札の場合)】

※標準型は事前確認型による。



図2-4 実施手順【簡易型Ⅰ(制限付き一般競争入札の場合)】

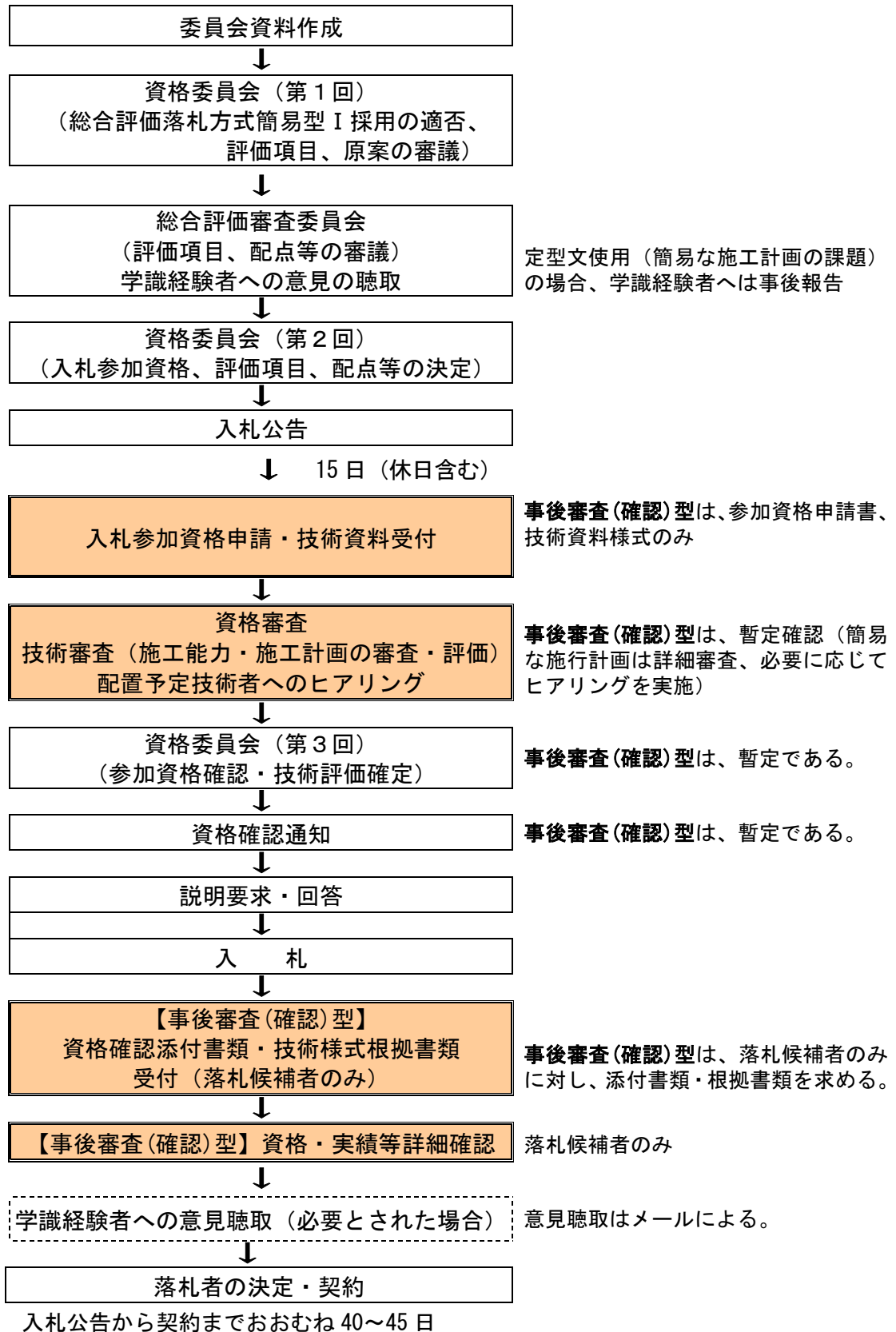
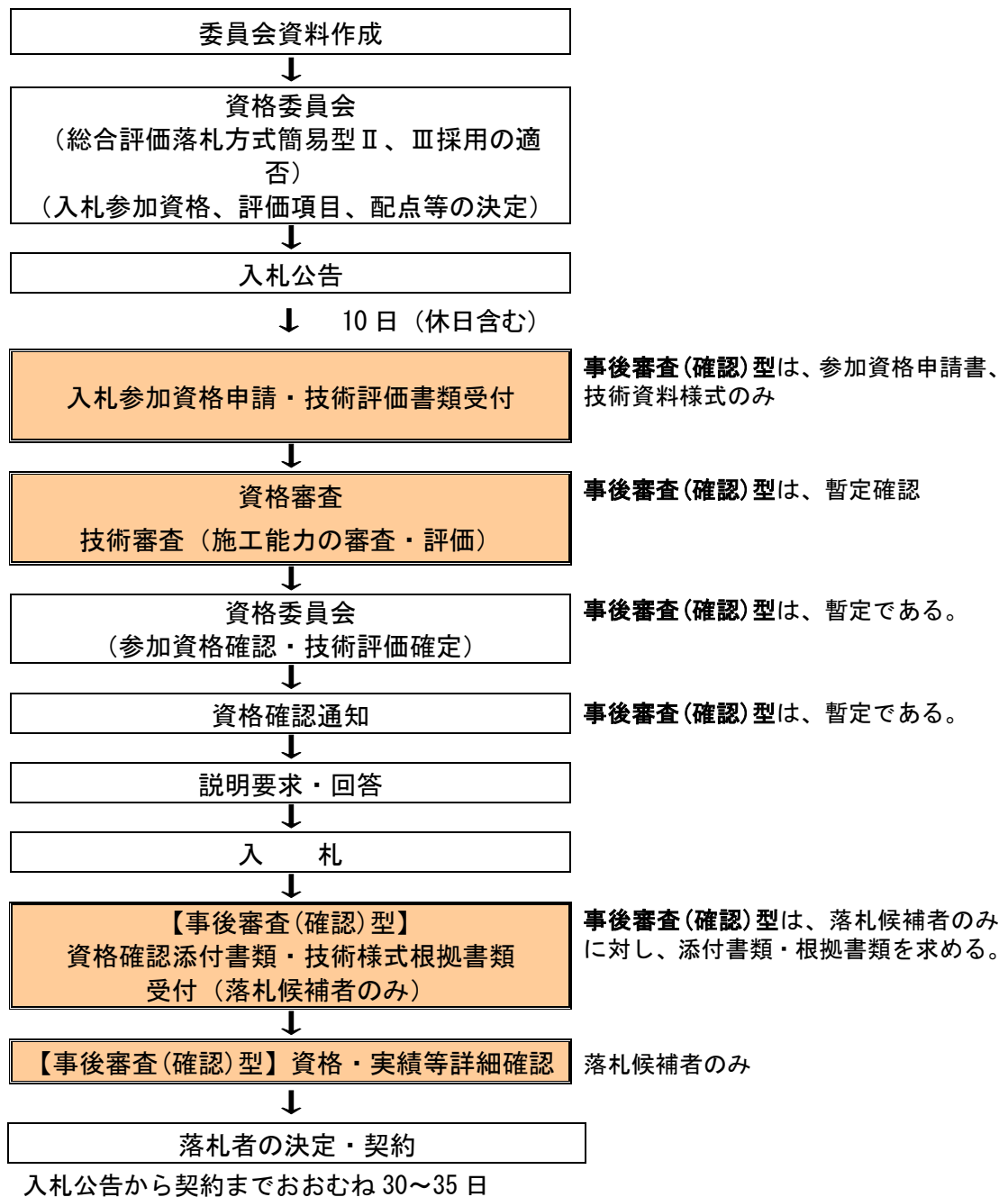


図2-5 実施手順【簡易型Ⅱ、Ⅲ(制限付き一般競争入札の場合)】



2-4 評価項目及び配点、評価期間等

総合評価落札方式の評価項目及び配点は、タイプごとに表5に示すものを原則として採用する。また、各項目の評価期間・評価基準日の整理については、表6に示す。

表5 評価項目・配点一覧表

評価項目			タイプ		標準型		簡易型Ⅰ		簡易型Ⅱ		簡易型Ⅲ		
※2			適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	適用	配点	
技術提案等	技術提案（1～2 課題設定）※3												
	総合的なコスト縮減		△	10～20 (10点× 1～2題)	／	／	／	／	／	／	／	／	
	性能・機能の向上		△		／	／	／	／	／	／	／		
	社会的要請への対応		△		／	／	／	／	／	／	／		
	計		10～20 点		／		／		／		／		
	簡易な施工計画（1～2 課題設定）※4												
	工程管理、実施手順		／	／	△	5～10 (1～2 題)	／	／	／	／	／	／	
	材料の品質管理		／	／	△		／	／	／	／	／		
	施工上の課題への対応		／	／	△		／	／	／	／	／		
	施工上配慮すべき事項		／	／	△		／	／	／	／	／		
小計				5～10 点		／		／		／			
施工の信頼性	企業の施工能力												
	工事成績評定の平均点		○	3.0	○	3.0	○	3.0	○	3.0	○	3.0	
	同種・類似工事の施工実績		○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	
	優良工事等表彰		○	3.0	○	3.0	○	3.0	○	3.0	○	3.0	
	週休2日推進工事の施工実績		○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	
	登録基幹技能者		△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	
	建設キャリアアップシステムの活用申請		○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	
	ISO等の取組		○	2.0	○	2.0	○	2.0	○	2.0	○	2.0	
	配置予定技術者の能力												
	技術者資格		／	／	△	(2.0)	△	(2.0)	／	／	／	／	
	同種・類似工事の施工経験		○	2.0	○	2.0	○	2.0	／	／	／	／	
	優良技術者表彰		○	3.0	○	3.0	○	3.0	／	／	／	／	
	CPDの状況		○	1.0	○	1.0	○	1.0	／	／	／	／	
	企業の地域貢献度等												
	企業の地理的条件〔営業拠点〕		／	／	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	
	災害協定の締結		○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	
	活動実績あり	建設機械の保有状況を設定しない場合		○	(1.5)	○	(1.5)	○	(1.5)	○	(1.5)	○	(1.5)
		建設機械の保有状況を設定する場合		△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)	△	(1.0)
	建設機械の保有状況		△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)	△	(0.5)	
	地域ボランティア活動		○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	
	労働福祉の状況	雇用実績		○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0	○	1.0
		障害者雇用		○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
		次世代育成支援企業		○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5	○	0.5
	小計		21.5～22.5 点		21.5～25.5 点		21.5～25.5 点		15.5～17.5 点		15.5～17.5 点		
	得点合計		31.5～42.5 点		26.5～35.5 点		21.5～25.5 点		15.5～17.5 点		15.5～17.5 点		
	換算後の加算点		換算なし		30 点		20 点		20 点		20 点		

※1 WTO案件は、施工の信頼性の評価項目は設定しない。

※2 適用：必須「○」、選択：「△」、該当なし：「／」、配点：最大得点を示す。

※3 技術提案は、工事内容等に応じて1～2課題を配点10～20点の範囲内で設定する。

※4 簡易な施工計画は、工事内容等に応じて1～2課題を配点5～10点の範囲内で設定する。

表6 評価期間及び評価基準日一覧表

評価項目		評価期間・評価基準日等	過去 6か年 以前	過去 5か年	過去 4か年	過去 3か年	過去 2か年	過去 1か年	当該 年度
企業の 施工能力	過去3か年度における工事成績評定の平均点	工事成績は、静岡県建設事務総合システムに登録された過去3か年度の平均点(当該発注工事と同業種)で評価する。また、自己申告も受け付け確認する。なお、当該業種の成績評定がない入札参加資格者については加点評価しない。					過去3か年度		
	過去10年間の同種・類似工事の実績	過去10年間とは、技術資料提出期限日まで(完成、引渡しが完了)の当該年度及び過去10か年度とする。※平成27年度以降		R2	R3	R4	R5	R6	R7
	過去5か年度又は入札公告日の年度における優良工事等表彰の有無	過去5か年度とは、前年度から過去5か年度の表彰(表彰対象工事はそれぞれの前年度完成工事)とする。入札公告日の年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において評価対象とする。表彰対象は、静岡県(他部及び企業局表彰を含む。)が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT優良工事・働き方改革工事部門の表彰とし、表彰実績は、原則として発注業種を対象とする。				過去5か年度			入札公告日の年度
	令和6年度以降の週休2日推進工事の施工実績の有無	「静岡県週休2日推進工事(建築工事)実施要領」に基づき、技術資料提出期限日まで完成、引渡し完了した4週6休以上の現場閉鎖を実施した工事を評価する。					技術資料提出期限日		R7
	登録基幹技能者の配置	(※期間についての制限はなし)							
	建設キャリアアップシステムの活用申請の有無	工事ごとに活用申請を評価する。					技術資料提出期限日		
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	認証及び活用実績は、発注業種のもをを対象とする。また、認証は技術資料提出期限日に有効なものを評価する。※活用実績は、平成22年度以降技術資料提出期限日まで(完成、引渡し完了)のものをもを評価する。					技術資料提出期限日に認証が有効		
配置 予定 技術者の 能力	技術者の資格	(※期間についての制限はなし)							
	過去10年間の主任(監理)技術者等の施工経験	過去10年間とは、技術資料提出期限日まで(完成、引渡し完了)の当該年度及び過去10か年度とする。※平成27年度以降		H27.4.1			技術資料提出期限		
	過去5か年度又は入札公告日の年度における優良技術者表彰の有無	過去5か年度とは、前年度から過去5か年度の表彰とする。入札公告日の年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において評価対象となる。表彰対象は、静岡県(他部局及び企業局表彰を含む。)が行う優良技術者表彰とし、表彰実績は、原則として発注業種を対象とする。				過去5か年度			入札公告日の年度
	CPD(継続教育)の状況	※継続教育(CPD)の取組状況の評価の対象は、建築CPD運営会議の認定プログラム及び建築CPD運営会議構成団体が独自にCPD推奨時間数等を設定している継続教育並びに日本技術士会の継続教育とする。評価は「別紙3」を参照のこと。				過去2か年度のうち任意の1年間			
企業の 地域貢献 度等	企業の地理的条件	(※期間についての制限はなし)							
	過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無及び災害時への備え	過去5か年度とは、前年度から過去5か年度(当該年度における協定の締結や活動実績は評価しない。)とする。災害協定は、前年度末までに締結したものをもをを対象とする。また、協定及び活動並びに建設機械の保有は、静岡県、県内の国又は市町の機関等との協定を対象とする。なお、訓練や年間(単価)契約等による実績は活動実績の対象としない。				災害協定(前年度末までに締結)			
	前年度の地域ボランティア活動の実績の有無	前年度の県内における道路・河川・公園等の公共施設に係る美化活動、農地・森林・海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動、交通安全・防犯活動、福祉・医療・教育に係る支援活動で、企業としての自発的な取組の活動(団体の構成員としての活動やその他団体の企画活動、町内会等の要請に基づき行った活動、地域住民等との協働活動を含む。)に限る。なお、寄付、募金、現物支給等の金銭的・物的な支援活動は評価しない。						前年	
	雇用実績 ①新卒者雇用	雇用実績は、県内居住者(雇用後に県内居住者となった者を含む。)を新規に雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価し、①②のいずれかを評価する。 ①評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法第1条で定める中学校、特別支援学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第124条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに職業能力開発促進法第15条の7第1項第1号で定める職業能力開発校の普通課程、第15条の7第1項第2号で定める職業能力開発短期大学の専門課程及び第15条の7第1項第3号で定める職業能力開発大学の専門課程若しくは応用課程を、前年度又は前々年度に卒業し、前年度末までに雇用された者とする。				卒業年度(R5又はR6) (R5.4.1～R7.3.31)			
	雇用実績 ②新規雇用	②評価の対象となる「新規雇用」とは、前年度の1か年における雇用とする。						採用年度(R5又はR6) (R5.4.1～R7.3.31)	
	障害者雇用	前年度末での実績を評価する。				R7.3.31時点の登録			
	次世代育成支援	前年度末での実績を評価する。				R7.3.31時点の認定			

2-5 評価基準及び審査

(1) 簡易型 I

簡易型 I における評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、簡易な施工計画の提案を評価する。

加えて、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域貢献等その他の評価項目について、工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて評価項目及び評価基準を適宜設定する。

簡易型 I の標準的な評価項目を以下に示す。

ア 簡易な施工計画について

簡易型 I の「簡易な施行計画」に係る評価項目は、**表 7** から 1 ～ 2 課題を選択する。

求める提案は、1 課題当たり 5 件までとする。配点は、提案 1 件につき 1 点を基本とするが、課題の難易度等に応じ配点及び最大得点の範囲で適宜設定することができる。

なお、技術資料様式－3 又は技術資料様式－4 が白紙や提案の記載がない場合は、総合評価落札方式として求める簡易な施工計画が不適切であることから、入札参加資格がないものとする。

表 7 簡易な施工計画 評価項目等

評価項目	評価基準	配点	最大得点
工程管理の適切性 施工計画の実施手順 の妥当性	各工程の工期及び工事の手順が適切であり、工程管理等の工夫がみられる場合に加点する。	0.0 ～ 5.0 (10.0)	10.0
鉄骨・コンクリート 等の品質確認方法、 管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性、現場状況等）を踏まえて適切であり、工夫がみられる場合に加点する。	0.0 ～ 5.0 (10.0)	
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性（与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け）	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性、現場状況等）を踏まえて適切であり、工夫がみられる場合に加点する。	0.0 ～ 5.0 (10.0)	
施工上配慮すべき事項の適切性（与条件との整合性、理解度、対応方針の裏付け）	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性、現場状況等）を踏まえて適切であり、工夫がみられる場合に加点する。	0.0 ～ 5.0 (10.0)	

※・簡易な施行計画は、原則として履行状況が確認できるものを評価する。また、記載が簡潔で具体的な内容を評価し、あいまいな表現や条件付きの提案など＜別紙 1 参照＞は評価しない。

・工程管理については、施工を進めるに当たり、工程上配慮すべき点や不測の事態で工程に遅れが生じた場合の対応、工期短縮に向けた工夫など工事がスムーズに行われるような所見について評価することとし、単なる工期短縮日数のみの提案は、原則評価しない。

イ 企業の施工能力について

簡易型Ⅰにおける「企業の施工能力」に係る評価項目は、表8のとおりとする。

表8 企業の施工能力 評価項目等

評価項目	評価基準	配点	最大得点	根拠書類
過去3か年度における工事成績評定の平均点（県の平均点以上を評価する）（*1）	81点以上	3.0	3.0	
	79点以上 81点未満	1.5		
	79点未満又は実績なし	0.0		
	◎過去3か年度において64点以下の実績がある場合は、得点を減点する。	-1.0		
過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無（*2）（※）	同種工事の実績あり	1.0	1.0	CORINS 工事カルテ、契約書、図面、特記仕様書等の写し
	類似工事の実績あり	(0.5)		
	その他	0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良工事等表彰の有無（*3）	知事表彰の実績あり	3.0	3.0	表彰状の写し
	部長表彰の実績あり	2.0		
	理事・参事・局長・出先事務所長表彰等の実績あり	1.0		
	表彰の実績なし	0.0		
令和6年度以降の週休2日推進工事の施工実績の有無（*4）	4週8休以上の実績あり	1.0	1.0	工事検査結果通知書及び工事成績評定通知書の写し
	4週6休以上 4週8休未満の実績あり	0.5		
	実績なし	0.0		
登録基幹技能者の配置の有無（*5）	配置あり	(1.0)	(1.0)	登録基幹技能者講習修了証写し
	配置なし	(0.0)		
建設キャリアアップシステムの活用申請の有無（*6）	「活用申請」あり	0.5	0.5	
	「活用申請」なし	0.0		
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況（*7）	ISO9001、14001 又はエコアクション21の認証を取得済み	1.0	2.0	・ISO、エコアクション21認証書の写し ・ISO9001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写しほか
	該当なし	0.0		
	◎平成22年度以降に ISO9001 を活用した監督業務による工事を実施した企業には更に加点する。	+1.0		

（*1）・工事成績は、静岡県建設事務総合システムに登録された過去3か年度（令和4年度から令和6年度に完成した当初契約500万円以上の工事）の平均点（当該発注工事と同業種を対象とする。）で評価するが、申請者からの申告も受け付けるものとする。また、当該業種の成績評定がない入札参加資格者については加点評価しない。

・減点となる実績は、当該発注工事と同業種におけるものとする。

・当該工事を特定建設工事共同企業体（以下、「JV（特定）」という。）で実施する場合は、各構成員の成績評定点の平均点とし、契約金額に出資比率を乗じた額が500万円以上の場合に平均点算出の対象とする。各構成員に過去3か年度の工事成績評定点がない場合であっても、平均点算出の対象とする。

＜計算例＞ 構成員①の過去3か年度の平均点＝82.5点

構成員②の過去3か年度の平均点＝79.3点

構成員③の過去3か年度の平均点＝なし

平均点の計算＝（82.5＋79.3＋0）／3＝53.93（平均点は小数点以下第3位を四捨五入）

・当該工事を経常建設共同企業体（以下、「JV（経常）」という。）で実施する場合は、当該JV（経常）の成績評定点の平均点を評価対象とする。

・JV（特定）が受注した工事の成績評定点は、各構成員を評価対象とする。

・JV（経常）が受注した工事の成績評定点は、当該JV（経常）を評価対象とする。

（*2）・過去10年間とは、技術資料提出期限日まで（完成、引渡しが完了）の当該年度及び過去10か年度とする。

- ・類似工事については、工事の規模や特性等により設定することができる。また、同種・類似工事の評価基準は、発注工事内容等を考慮して適切に設定する。
- ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、代表構成員を評価対象とする。
- ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- ・JV（特定）及び地域維持型建設共同体（以下、「JV（地域）」という。）工事の施工実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。
- ・JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (*3) ・過去 5 か年度とは、前年度から過去 5 か年度の表彰（表彰対象工事は、それぞれの前年度完成工事）とする。入札公告日の年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において評価対象とする。
- ・表彰対象は、静岡県(財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良工事・安全工事・地域貢献・ICT 優良工事・働き方改革工事部門の表彰とし、表彰実績は、原則として発注業種を対象とする。なお、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。
- ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- ・JV（特定）工事の表彰実績は、各構成員を評価対象とする。
- ・JV（経常）工事の表彰実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (*4) ・「静岡県週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領（令和 2 年 4 月 1 日施行）」に基づき、技術資料提出期限日までに完成、引渡し完了した 4 週 6 休以上の現場閉所を実施した工事を評価する。
- ・静岡県が発注した工事を評価対象とし、工事成績評定が 64 点以下のものは施工実績として評価しない。
- ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- ・JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。
- ・JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (*5) ・目的構造物における品質確保の観点から、必要に応じて登録基幹技能者講習として登録されている種目の中から 1 工事 1 種目を選定し、従事する工種（登録基幹技能者の配置を評価する工事の種類）とともに公告文に記載する。評価対象となる登録基幹技能者は、県内業者の登録基幹技能者を配置する場合を評価する。なお、複数の登録基幹技能者を配置することは可能であるが、評価対象となる登録基幹技能者は 1 名とする。
- ・登録基幹技能者制度に基づく登録基幹技能者を評価対象とする。元請、下請の両方を評価対象とする。なお、本工事における配置予定技術者（主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人）は評価対象としない。
- ・当該工事を JV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- (*6) ・一般財団法人建設業振興基金によって運営がなされている建設キャリアアップシステムの活用を申請する元請を評価対象とする。
- ＜活用申請＞
- ・「活用申請」とは、当該工事における評価点申請一覧（技術資料様式-1）での「建設キャリアアップシステム」の活用申請とする。
- ・「活用申請」ありの場合、「建設キャリアアップシステム」から出力される「現場・契約情報」で元請事業者として当該工事における現場で登録された就業履歴数（1 以上）の確認ができるものを履行確認書類とする。（工事完成時に監督員に提出する。）
- ・当該工事を JV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- (*7) ・認証及び活用実績は、発注業種のものを対象とする。
- ・認証は技術資料提出期限日に有効なものを評価する。根拠書類として、認証取得を証する書類の写しを提出すること。
- ・平成 22 年度から技術資料提出期限日まで（完成、引渡し完了）に静岡県が発注した工事において、IS09001 を活用した監督業務による工事实績がある場合は、IS09001 認証取得活用監督業務等承認通知書の写し及び工事成績評定通知書の写し等、実績を証明できる書類を提出すること。なお、工事成績評定点が 64 点以下の場合は、施工実績として評価しない。
- ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- ・JV（特定）工事の施工実績は、各構成員を評価対象とする。
- ・JV（経常）工事の施工実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (※) 評価基準については入札参加資格条件を考慮し、適切に設定する。

ウ 配置予定技術者の能力について

簡易型Ⅰにおける「配置予定技術者の施工能力」に係る評価項目は、表9のとおりとする。

なお、配置予定技術者が複数申請された場合は、合計点が最も低い配置予定技術者で評価を行う。

当該工事をJV（特定）で実施するときは、各構成員を評価対象とし、各構成員の配置予定技術者が複数申請された場合は、合計点が最も低い配置予定技術者を評価対象とする。

表9 配置予定技術者の能力 評価項目等

評価項目	評価基準		配点	最大得点	根拠書類
技術者の資格 (*) (※) ＜別紙2参照＞	1級建築施工管理技士かつ一級建築士（建築一式工事の例）		(2.0)	(2.0)	資格証等の写し
	1級建築施工管理技士又は一級建築士（建築一式工事の例）		(1.0)		
	その他		(0.0)		
過去10年間の主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人としての施工経験の有無（*2）	主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐としての	同種工事の経験あり	2.0	2.0	CORINS 工事カルテ、契約書、図面、特記仕様書、主任技術者等通知書等の写し
		類似工事の経験あり	(1.0)		
	現場代理人としての	同種工事の経験あり	1.0		
		類似工事の経験あり	(0.5)		
	その他		0.0		
過去5か年度又は入札公告日の年度における優良技術者表彰の有無（*3）	部長表彰の実績あり		3.0	3.0	表彰状の写し
	理事・参事・局長・出先事務所長表彰等の実績あり		1.5		
	表彰の実績なし		0.0		
CPD（継続教育）の状況（*4） ＜別紙3参照＞	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の年間推奨時間数等以上の場合		1.0	1.0	（公財）建築技術教育普及センターが発行する「建築CPD実績証明書」等の写し
	CPD制度に1年以上継続して登録しており、1年間の取得単位が当該団体の年間推奨時間数等の半数以上推奨単位未満の場合		0.5		
	継続教育の証明なし又は各団体の年間推奨時間数等の半数未満の取得		0.0		

（*1）・必要に応じて評価項目とする（選択項目）。評価基準は、入札参加条件や工事内容等を考慮し、適切に設定する。

・当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
・当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

（*2）・過去10年間とは、技術資料提出期限日まで（完成、引渡し完了）の当該年度及び過去10か年度とする。
・類似工事については、工事の規模や特性等により設定することができる。また、同種・類似工事の評価基準は、発注工事内容等を考慮して適切に設定する。

・当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
・当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

・JV（特定・地域）工事の施工経験は、出資比率20%以上の各構成員を評価対象とする。

・JV（経常）工事の施工経験は、代表構成員を評価対象とする。

・「静岡県低入札価格調査制度による調査等実施要領」（入札公告時に対応している最新版）による補助技術者としての経験は評価対象としない。

- (※3)・過去5か年度とは、前年度から過去5か年度の表彰（表彰対象工事は、それぞれの前年度完成工事）とする。
入札公告日の年度の表彰は、表彰日以降に公告した案件において評価対象とする。
- ・表彰対象は、静岡県（財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局）が行う優良技術者表彰とし、表彰実績は、原則として発注業種を対象とする。なお、企業局の局長表彰は部長表彰扱いとする。
 - ・当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
 - ・当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
 - ・JV（特定・経常）工事の表彰実績は、代表構成員を評価対象とする。
- (※4)・当該工事をJV（特定）で実施する場合は、各構成員の配置予定技術者を評価対象とする。
・当該工事をJV（経常）で実施する場合は、代表構成員の配置予定技術者を評価対象とする。

エ 企業の地域貢献度等について

簡易型Ⅰにおける「企業の地域貢献度等」に係る評価項目は、表10のとおりとする。

表10 企業の地域貢献度等 評価項目等

評価項目		評価基準	配点	最大得点	根拠書類
企業の地理的条件 (※1) (※)		〇〇市区町に（主たる）営業所あり	(1.0)	(1.0)	
		〇〇土木事務所管内に（主たる）営業所あり	(0.5)		
		その他	(0.0)		
過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無及び災害時の備え(※2)		災害協定の締結あり	0.5	2.0	・災害協定書の写し（自社の参加がわかるもの） ・出勤要請書及び完了報告書の写し
		災害協定に基づく県内での活動の実績あり	+1.0 (+0.5)		
		◎発注者が示す範囲における活動実績の場合は更に加点する。	+0.5		
		災害協定を締結している者のうち、建設機械3台以上を自社保有又は1年7か月以上の使用期間が定められている長期リース契約あり（選択項目）	(+0.5)		
前年度の地域ボランティア活動の実績の有無(※3)		地域貢献活動の実績あり	1.0	1.0	証明書、新聞記事等の写しで自社の参加がわかるもの
		活動の実績なし	0.0		
労働福祉の状況(※7)	雇用実績(※4)	新卒者雇用の実績あり	1.0	1.0	健康保険被保険者証、運転免許証、卒業証書等関係書類の写し
		新規雇用の実績あり	0.5		
		該当なし	0.0		
	障害者雇用(※5)	障害者雇用企業登録者名簿（静岡県経済産業部）への登録あり	0.5	0.5	障害者雇用企業審査結果通知書の写し
		該当なし	0.0		
	次世代育成支援(※6)	静岡県次世代育成支援企業認証制度による認定あり	0.5	0.5	静岡県次世代育成支援企業認証書の写し
		該当なし	0.0		

- (※1)・必要に応じて評価項目とする（選択項目）。
・入札参加資格を単独土木事務所管内とした場合、市区町0.5点、土木事務所管内0点とする。
- (※2)・災害協定は前年度末までに締結しているもので、静岡県、県内の国又は市町の機関等との協定を対象とする。（特殊法人や公益法人は対象外とする。）
・活動実績は、前年度から過去5か年度（当該年度における活動実績は評価しない。）における協定に基づく県内での活動を評価する。訓練や年間（単価）契約等によるものは対象としない。+0.5点が加点される活動実績の範囲の設定は各発注機関で行う。（例：工事場所のある土木事務所管内）
・建設機械保有の有無を評価項目とする場合は、配点を0.5とする。建設機械保有の有無は必要に応じて評価項目（選択項目）とし、令和7年3月31日時点で経営事項審査申請要領に規定するものを3台以上保有してい

- る場合に評価し、経営規模等評価結果通知書により確認する。
- ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
 - ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (*3) ・評価対象は、前年度の県内における道路・河川・公園等の公共施設に係る美化活動、農地・森林・海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動、交通安全・防犯活動、福祉・医療・教育に係る支援活動で、企業としての自発的な取組の活動（団体の構成員としての活動やその他団体の企画活動、町内会等の要請に基づき行った活動、地域住民等との協働活動を含む。例えば、しずおかアダプトロードプログラム及び静岡県におけるリバーフレンドシップ制度や一社一村しずおか運動に基づく活動も含まれる。))に限る。
- ・寄付、募金、現物支給等の金銭的・物的な支援活動は評価しない。
 - ・実績の確認は、実施時期・実施内容、自社の参加が証明できる第三者（公的機関又は町内会長等）との協定書や証明書、新聞記事、地域情報紙により行う。建設業協会等が主催する活動については、協会員として参加したことを確認できる資料により行う。
 - ・当該工事を JV（特定）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
 - ・当該工事を JV（経常）で実施する場合は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
 - ・JV（特定・地域）工事の活動実績は、出資比率 20%以上の各構成員を評価対象とする。
 - ・JV（経常）工事の活動実績は、当該 JV（経常）を評価対象とする。
- (*4) ・雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となった者を含む。）を新規に雇用し、技術資料提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価し、次のいずれかを評価する。
- ①評価の対象となる「新卒者」とは、学校教育法第 1 条で定める中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、大学院若しくは高等専門学校等又は第 124 条で定める高等専修学校若しくは専門学校並びに職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号で定める職業能力開発校の普通課程、第 15 条の 7 第 1 項第 2 号で定める職業能力開発短期大学校の専門課程及び第 15 条の 7 第 1 項第 3 号で定める職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程を、前年度又は前々年度に卒業し、前年度末までに雇用された者とする。
 - ②評価の対象となる「新規雇用」とは、前年度の 1 か年における雇用とする。
- 上記①又は②に該当する場合は、確認書類として、次のものを提出すること。
- ・雇用を確認できる書類として、健康保険被保険者証の写し又は雇用保健被保険者資格取得確認通知書の写し
 - ・県内居住を確認できる書類として、住民票の写し（技術資料提出日が属する月の 3 ヶ月前の 1 日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）又は運転免許証の写し ※県内居住者であっても県内に住民登録していない者は評価しない。
 - ・「新卒者雇用」の場合は、卒業を確認できる書類として卒業証書の写し又は卒業証明書の写し
- (*5) ・根拠書類として、令和 7 年 3 月 31 日時点で有効期間内の「障害者雇用企業審査結果通知書」の写しを提出すること。
- (*6) ・根拠書類として、令和 7 年 3 月 31 日時点で有効期間内の「静岡県次世代育成支援企業認証書」の写しを提出すること。
- (*7) ・当該工事を JV（特定・経常）で実施する場合は、各構成員を評価対象とする。
- (※) 評価基準については、入札参加資格条件を考慮し、適切に設定する。

（２）簡易型Ⅱ

簡易型Ⅱにおける評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、企業の施工能力や配置予定技術者の能力、地域貢献等を評価する。

評価項目及び得点配分は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて評価項目及び年数等、適宜設定する。

標準的な評価項目は、簡易型Ⅰの評価項目のイ、ウ、エと共通である。

（３）簡易型Ⅲ

簡易型Ⅲにおける評価は、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工を確保できるかどうかを確認するため、企業の施工能力や地域貢献等を評価する。

評価項目及び得点配分は工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて評価項目及び年数等、適宜設定する。

標準的な評価項目は、簡易型Ⅰの評価項目のイ、エと共通である。

（４）標準型

標準型においては、総合的なコストの縮減に関する技術提案や工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案に加え、

企業の施工実績や配置予定技術者の能力等の中から工事の特性（工事内容、規模等）や地域特性等に応じて評価項目及び評価基準を適宜設定する。

標準型の標準的な評価項目を以下に示す。

ア 技術提案について

標準型の「技術提案」に係る評価項目は、表 11 のうちから 1 ～ 2 課題を選択する。

表 11 技術提案 評価項目等

評価項目	評価基準	配点	最大得点
総合的なコストの縮減に関する技術提案内容	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価	0.0 ～ 10.0	10.0
	具体的な評価項目例 ・ 構造物の維持管理費 ・ 断熱等による熱通過率		
工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容	工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価	0.0 ～ 10.0	10.0
	具体的な評価項目例 ・ 構造物の耐久性の向上 ・ 構造物の美観の向上		
社会的要請への対応に関する技術提案内容	社会的要請への対応（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、リサイクル対策）に関する技術提案内容について ・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価	0.0 ～ 10.0	10.0
	具体的な評価項目例 ・ 施工騒音の低減値 ・ リサイクル対策提案数 ・ 交通規制の短縮日数 ・ 安全対策 等		

イ 企業の施工能力等について

標準型における標準的な評価項目は、簡易型Ⅰの評価項目のイ、ウ、エと共通である。

ただし、ウ「技術者資格」、エ「企業の地理的条件」は設定しない。

3 中立かつ公正な審査・評価の確保

3-1 学識経験者への意見の聴取

総合評価落札方式の適用により技術提案の審査・評価を行うに当たっては、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

このため、地方自治法施行令及び施行規則の規定により、次の場合において、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) (1) の意見聴取において、併せて落札者を決定しようとするときに、改めて意見を聴く必要があるかどうか確認し、必要があるとの意見が述べられた場合において、当該落札者を決定しようとするとき

意見の聴取は、静岡県財務部営繕関係総合評価審査委員会設置要領第3条に基づく委員で構成する「静岡県財務部営繕関係総合評価審査委員会」において、複数の学識経験者から行うことを基本とするが、別途個々に学識経験者への意見聴取を行うこともできるものとする。

4 その他

4-1 提案履行確保の措置等

落札者の技術提案書(標準型)や簡易な施工計画(簡易型Ⅰ)(以下、「技術提案等」という。)に記載された事項は、評価の有無に関わらず全て契約内容となる(発注者が採用を認めないことを書面により通知(指示)した提案内容を除く。)ため、履行できなかった場合の措置について、入札公告又は技術提案等の提出要請書において明らかにする。

(1) 提案履行の確認方法

履行の確認方法については、受注者との疑義が生じないように事前に協議書等に記載し、総括監督員又は監督員が、確認シート等(別添1～4)により履行を確認する。

別添1

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総合評価落札方式における技術提案等履行確認シート

工 事 名	令和〇〇年度〔第〇〇－Z〇〇〇〇－〇〇号〕 〇〇〇〇〇〇建築工事		
工 事 場 所	静岡県〇〇市〇〇区〇〇地内		
技術提案の内容			
履行確認結果		確認日	令和 年 月 日
		確認者 氏名	

<注>

- ① 本票は、標準型を適用した工事において使用すること。
- ② 技術提案の内容により、履行確認が複数回必要な場合は適宜実施する。
- ③ 施工計画書又は協議書により、事前に確認予定日を設定すること(抜き打ちの確認も可)
- ④ 本票による確認を行った時は、現場代理人に連絡し、チェック内容を確認すること。
- ⑤ 確認資料として写真や図面を添付すること。なお、必要に応じて別葉とすること。
- ⑥ 本票のチェックに基づきペナルティを科すこと。

別添2 簡易な施工計画及び課題の確認表

工事名:

<注>

評価項目		確認日・確認者氏名					
		実施工程表の確認			施工の確認		
工程管理							
課題への対応		施工計画書の確認			施工の確認		

- ① 本票は、簡易型Ⅰを適用した工事において使用すること。
 ② 施工計画書又は協議書により、事前に確認予定日を設定すること（抜き打ちの確認も可）
 ③ 上記チェックリストによる確認を行った時は、現場代理人に連絡し、チェック内容を確認すること。
 ④ 確認資料として写真を添付すること。
 ⑤ 上記チェックリストに基づきペナルティを科すこと。

別添3

登録基幹技能者の活用に係る資料

登録基幹技能者の種目・氏名	ふりがな	〇〇〇〇 〇〇〇〇
	登録〇〇基幹技能者 (〇〇には該当する前意匠を記載すること)	〇〇 〇〇
生年月日		
修了証番号		
修了年月日		
登録番号		
所属組織・地域	〇〇建設(株)	静岡県 〇〇市・町
工種名	〇〇工	
従事予定期間	〇年〇月から 〇年〇月〇〇日までの約〇か月間	

別添4

総括監督員	主任監督員	担当監督員

総合評価落札方式における登録基幹技能者の履行確認シート

工事名	〇〇年度〔第〇〇-Z〇〇〇〇-〇〇号〕 〇〇〇〇〇〇建築工事						
工事場所	静岡県〇〇市〇〇区〇〇地内						
	工種名	技能者氏名	生年月日	修了証番号	修了年月日	所属組織	従事予定期間
	〇〇工	〇〇〇〇	〇年〇月〇日	第〇〇号	〇年〇月〇日	〇〇建設(株)	〇年〇月〇日 ～ 〇年〇月〇日 (約〇か月間)
現地確認をした日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日		

※確認時期は、従事予定期間とし、段階確認等の際に現地で監督員の立会いにより資格証を確認する。

(2) 技術提案に係る設計変更

技術提案等に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

(3) ペナルティの設定

ア ペナルティの対象

受注者の責により生じた下記の事項をペナルティの対象とすることから、落札者の提示した技術提案等が履行されていないことを確認した場合は、受発注者間において協議し、責任の所在を確認することとする。

受注者の責により履行されていないことを確認した場合は、再度の施工を行わせる。この際、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、受注者に対してペナルティを科すものとする。

○ペナルティの対象となる受注者の責により生じた事項

(ア)「技術提案等」の履行が確認できなかった場合

(イ)「配置予定技術者」と同等以上の者が実際に配置できなかった場合

(ウ)「登録基幹技能者」と同等以上の者が実際に配置できなかった場合※

(エ) 建設キャリアアップシステムの活用が不履行の場合

(オ) 上記 4 事項以外の評価項目の提案内容の履行が確認されなかった場合

※ 登録基幹技能者の配置については、受注者の責によらず、計画変更等によって工種自体がなくなった場合、及び関係機関との調整等に時間を要し工程計画を組み替える必要が生じ当初予定していた業者に下請施工させることができなかった場合は、不履行とはみなさない。また、当初予定していた登録基幹技能者の変更については、受注者が変更施工計画書を提出し、事前に監督員の承諾を得て変更した登録基幹技能者を配置した場合も不履行とはみなさない。

イ ペナルティの設定方法

標準型、簡易型Ⅰにおける「技術提案等」の不履行は、評価項目の達成度に応じて契約金額の減額変更（ただし、審査時の評価点が変わらない場合は減額しない。）及び工事成績評定点の減点を行うものとする。標準型、簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱ、簡易型Ⅲにおける「技術提案等」以外の対象項目の不履行は、工事成績評定点の減点を行うものとする。

ウ 契約金額の減額変更の方法

（減額の算出方法）

$$\text{減額} = \{1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：当初の契約金額（円）

α：当初の加算点

β：達成度合に応じて再計算した加算点

エ 工事成績評定の減点方法

（成績の減点方法）

工事成績評定の減点は、不履行の項目ごとに 5 点減点する。

4－2 総合評価落札方式に関わる事項の公表等

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 手続開始時における明示

総合評価落札方式の適用工事では、入札公告等において次の事項を明記する。

- ・ 総合評価落札方式の適用の理由
- ・ 入札参加条件
- ・ 総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、欠格要件）
- ・ 総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・ 技術提案等が履行できなかった場合の措置

(2) 落札結果の公表

総合評価落札方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約締結後次の事項を記載した総合評価落札方式審査結果一覧表（表 12）及び入札結果表（表 13）を公表する。

- ・ 入札参加者名
- ・ 落札結果（各入札参加者の入札価格及び技術評価点、評価値）
- ・ 落札者とした理由

※ 表 12 と表 13 は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第八条に規定する“公共工事の入札及び契約の過程に関する情報”、並びに「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第十五条第五項に規定する“技術提案に対する評価の結果”として公表する。

表 12 総合評価落札方式審査結果一覧表（例）

簡易型○ 総合評価方式審査結果一覧																																													
加算点の最大																																													
評価点の最大																																													
(第 号				年度[第 - 号]				工事																																					
No.	業者名	営業所の所在地	入札参加資格	加算点(換算)	得点合計	施工計画										配置予定技術者の能力										企業の施工能力										企業の社会的性・倫理性									
						環境計画	安全計画	品質計画	コスト計画	労務計画	その他	資格	施工経験	表彰	CPD	施工実績	工事成績	表彰	ISOの取得状況	登録基幹技術者	地理的密着性	災害活動	社会的貢献	雇用実績	障害者雇用	育成支援	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点	評価点						
1				0.0	0.0																																								
2				0.0	0.0																																								
3				0.0	0.0																																								
4				0.0	0.0																																								
5				0.0	0.0																																								
6				0.0	0.0																																								
7				0.0	0.0																																								
8				0.0	0.0																																								
9				0.0	0.0																																								
10				0.0	0.0																																								
11				0.0	0.0																																								
12				0.0	0.0																																								
13				0.0	0.0																																								
14				0.0	0.0																																								
15				0.0	0.0																																								
16				0.0	0.0																																								

表 13 入札結果表（例）

入札結果（総合評価落札方式）

工事名					
発注事務所		入札日		工事箇所	
予定価格		調査基準価格		基準評価値	

[illegible]

4—3 知的財産としての技術提案の取扱い

競争に参加する者から技術提案を求める場合、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他社に知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案を採用することのないようにすること等、その取扱いに留意するものとする。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく県が発注する工事に無償で利用できるものとし、技術提案等を求める場合は、あらかじめ入札公告等でその旨を明記する。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。また、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。

5 参考

別紙 1

技術提案等に係る評価基準の目安

○提案を評価しない基準例

番号	基 準	例 示
①	あいまいな表現や一般的な表現の提案	「～を原則とする」、「必要に応じて～」、「～に配慮する」など
②	説明不足のため評価が困難な提案	
③	効果が期待できない提案	
④	工事中に検証することが困難な提案	「制限速度を○km とする」、「必ず一旦停止をする」など
⑤	条件付きの提案	「車両が頻繁に出入する場合は～」など
⑥	通常すべき作業の提案	関係者との打合せ、定例工程会議の開催など仕様書等に記載されている内容
⑦	設計思想に合わない提案	
⑧	課題に関わらない提案	
⑨	コストが著しくかかる提案	

別紙 2

簡易型Ⅰ、簡易型Ⅱにおける配置予定技術者の資格設定の目安

工事種類	配点 2 の基準	配点 1 の基準
建築一式工事 (木造以外)	1 級建築施工管理技士 かつ一級建築士	1 級建築施工管理技士 又は一級建築士
建築一式工事 (木造)	1 級建築施工管理技士 又は一級建築士	2 級建築施工管理技士、 二級建築士又は木造建築士
解体工事	—	解体工事施工技士
電気工事※1	1 級電気工事施工管理技士	2 級電気工事施工管理技士
管工事※1	1 級管工事施工管理技士	2 級管工事施工管理技士
木製建具工事	1 級技能士（建具制作）	2 級技能士（建具制作）

※ 資格設定は、工事種類に応じ、上表の設定を参考に入札参加条件を考慮して、適切に設定する。

※1 電気工事、管工事については、工事規模により資格設定に差が出ない場合は、評価項目としない。

別紙 3

継続教育（CPD）単位の評価について

継続教育（CPD）の取組状況の評価の対象は、建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）の認定プログラム及び建築CPD運営会議構成団体が独自にCPD推奨時間数等を設定している継続教育並びに（公社）日本技術士会の継続教育とする。

評価は、公告日の前年度及び前々年度における任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨時間数等の半分以上の単位取得がある場合に行うものとする。

単位取得の確認は、（公財）建築技術教育普及センターが発行する「建築CPD実績証明書」、建築CPD運営会議構成団体が発行するCPD実績証明書等、（公社）日本技術士会が発行する「技術士CPD登録証明書」又は、建築CPD運営会議の認定プログラムを主催した団体が発行するCPD個人実績票等の写しの提出を求め行う。

なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年に満たない場合は評価の対象としない。

団 体 名	年間推奨時間数等※1	証明書の種類
建築CPD運営会議※2、3	12認定時間	建築CPD実績証明書
独自にCPD推奨(目標)単位を設定している建築CPD運営会議構成団体		
（公社）日本建築士会連合会	12CPD単位	各団体が発行するCPD実績証明書等
（公社）日本建築家協会[JIA]	12 単位 (3年間で 36 単位)	
（公社）空気調和・衛生工学会	50 ポイント	
（一社）建築設備技術者協会	35 単位 (3年間で 105 単位)	
（一財）建設業振興基金	12CPD 単位	
（公社）日本技術士会	50CPD時間 (3年間で150CPD時間)	技術士CPD登録証明書
建築CPD運営会議の認定プログラムを主催する団体	—	主催団体が発行する建築CPD個人実績票等

※1 年間推奨時間数等がなく複数年のものがある場合は、1年間に割り戻した時間数等とする。

※2 【構成団体等】

学識経験者、国土交通省、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、（公社）日本建築家協会、（一社）日本建設業連合会、（一社）日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会*、（一社）日本建築構造技術者協会、（一財）建設業振興基金、（公財）建築技術普及センター

*（公社）空気調和・衛生工学会、（一社）建築設備技術者協会、（一社）電気設備学会、（一社）日本設備設計事務所協会、（公財）建築技術普及センター

※3 事務局：（公財）建築技術教育普及センター

別紙4

登録基幹技能者の種類

令和7年3月31日現在

No	登録基幹技能者講習 の種目	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う(実務経験を有する)建設業の種類	県内 人数
1	登録電気工事基幹技能者	(一社)日本電設工業協会	H20.05.13 (登録番号 1)	電気工事業,電気通信工事業	186
2	登録橋梁基幹技能者	(一社)日本橋梁建設協会	H20.07.17 (登録番号 2)	とび・土工工事業,鋼構造物工事業	39
3	登録造園基幹技能者	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	H20.07.17 (登録番号 3)	造園工事業	45
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.07.18 (登録番号 4)	とび・土工工事業	40
5	登録防水基幹技能者	(一社)全国防水工事業協会	H20.08.19 (登録番号 5)	防水工事業	57
6	登録トンネル基幹技能者	(一社)日本トンネル専門工事業協会	H20.09.01 (登録番号 6)	土木工事業,とび・土工工事業	0
7	登録建設塗装基幹技能者	(一社)日本塗装工業会	H20.09.01 (登録番号 7)	塗装工事業	46
8	登録左官基幹技能者	(一社)日本左官業組合連合会	H20.09.01 (登録番号 8)	左官工事業	21
9	登録機械土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	H20.09.17 (登録番号 9)	土木工事業,とび・土工工事業	366
10	登録海上起重基幹技能者	(一社)日本海上起重技術協会	H20.09.19 (登録番号 10)	土木工事業,しゅんせつ工事業	14
11	登録プレストレストコンクリート工事基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.09.30 (登録番号 11)	土木工事業,とび・土工工事業,鉄筋工事業	32
12	登録鉄筋基幹技能者	(公社)全国鉄筋工事業協会	H20.09.30 (登録番号 12)	鉄筋工事業	132
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.09.30 (登録番号 13)	鉄筋工事業	10
14	登録型枠基幹技能者	(社)日本建設大工工事業協会	H20.09.30 (登録番号 14)	大工工事業	119
15	登録配管基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号 15)	管工事業	177
16	登録鳶・土工基幹技能者	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	H20.12.12 (登録番号 16)	とび・土工工事業	291
17	登録切断穿孔基幹技能者	ダイヤモンド工事業協同組合	H20.12.12 (登録番号 17)	とび・土工工事業	7
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H21.12.26 (登録番号 18)	内装仕上工事業	89
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会	H21.02.13 (登録番号 19)	建具工事業	9
20	登録エクステリア基幹技能者	(一社)日本エクステリア建設業協会	H21.03.05 (登録番号 20)	とび・土工工事業,石工事業,タイル・れんが・ブロック工事業	12
21	登録建築板金基幹技能者	(一社)日本建築板金協会	H21.03.05 (登録番号 21)	屋根工事業,板金工事業	64
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.04.28 (登録番号 22)	左官工事業,塗装工事業,防水工事業	0
23	登録ダクト基幹技能者	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会	H21.04.28 (登録番号 23)	管工事業	43
24	登録保温保冷基幹技能者	(一社)日本保温保冷工業協会	H21.11.27 (登録番号 24)	熱絶縁工事業	6
25	登録グラウト基幹技能者	(一社)日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号 25)	とび・土工工事業	11
26	登録冷凍空調基幹技能者	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会	H22.03.25 (登録番号 26)	管工事業	113
27	登録運動施設基幹技能者	(一社)日本運動施設建設業協会	H22.03.25 (登録番号 27)	土木工事業,とび・土工工事業,ほ装工事業,造園工事業	0
28	登録基礎工基幹技能者	全国基礎工業協同組合連合会 (一社)日本基礎建設協会	H23.12.16 (登録番号 28)	土木工事業,とび・土工工事業	31
29	登録タイル張り基幹技能者	(一社)日本タイル煉瓦工事業工業会	H24.07.26 (登録番号 29)	タイル・れんが・ブロック工事業	1
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(一社)全国道路標識・標示業協会	H24.10.29 (登録番号 30)	とび・土工工事業,塗装工事業	97
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事協会	H25.07.03 (登録番号 31)	消防施設工事業	4

No	登録基幹技能者講習 の種目	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う(実務経験 を有する)建設業の種類	県内 人数
32	登録建築大工基幹技能者	(一社)JBN・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ツーバイフォー建築協会 (一社)日本木造住宅産業協会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	H26.01.27 (登録番号 32)	大工工事業	25
33	登録硝子工事基幹技能者	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工共同組合連合会	H27.01.22 (登録番号 33)	ガラス工事業	2
34	登録 ALC 基幹技能者	(一社)ALC 協会	R1.05.27 (登録番号 34)	タイル・れんが・ブロック工事業	23
35	登録土工基幹技能者	(一社)日本機械土工協会	R1.08.05 (登録番号 35)	土木工事業、とび・土工工事業	114
36	登録ウレタン断熱基幹技能者	(一社)日本ウレタン断熱協会	R3.05.10 (登録番号 36)	熱絶縁工事業	0
37	登録発破・破砕基幹技能者	(一社)日本発破・破砕協会	R3.05.10 (登録番号 37)	とび・土工工事業	0
38	登録建築測量基幹技能者	(一社)全国建築測量協会	R3.10.06 (登録番号 38)	大工工事業	0
39	登録解体基幹技能者	(公社)全国解体工事業団体連合会	R4.02.14 (登録番号 39)	解体工事業	51
40	登録圧入工基幹技能者	(一社)全国圧入協会	R4.04.19 (登録番号 40)	とび・土工工事業	28
41	登録送電線工事基幹技能者	(一社)送電線建設技術研究会	R4.07.26 (登録番号 41)	とび・土工工事業、電気工事業	3
42	登録さく井基幹技能者	(一社)全国さく井協会	R4.07.26 (登録番号 42)	さく井工事業	5
43	登録あと施工アンカー基幹技能者	(一社)日本建設あと施工アンカー協会	R5.03.22 (登録番号 43)	とび・土工工事業	7
44	登録計装基幹技能者	(一社)日本計装工業会	R5.11.01 (登録番号 44)	電気工事業、管工事業、機械器具設置校事業、電気通信工事業	0
45	登録土質改良基幹技能者	(一社)全国建設発生土リサイクル協会	R6.08.08 (登録番号 45)	土木工事業とび・土工工事業	0
46	登録都市トンネル基幹技能者	(公社)日本推進技術協会	R6.08.08 (登録番号 46)	土木工事業とび・土工工事業	0
47	登録潜函基幹技能者	日本圧気技術協会	R6.08.26 (登録番号 47)	とび・土工工事業	0

※ 評価項目として設定する場合は、県内の登録基幹技能者数の状況について、留意すること

6 様式集

技術資料

(表紙)

令和 年 月 日

静岡県知事 様

〇〇市〇〇町〇—〇—〇

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

令和 年度〔第 ーZ ー01 号〕

〇〇〇〇工事

技 術 資 料

連絡先 氏名 : 〇〇課 〇〇〇〇

電話 : 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇

評価点申請一覧

静岡県知事様

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事の総合評価項目について、自社の評価点を申請します。

記

- 1 入札番号 ●●第●●●●号
- 2 工事名 令和●年度●●●●●工事
- 3 工事場所 ●●市●●地内
- 4 評価点申請 総合評価のタイプ：簡易型Ⅱ 受注形態：

企業の施工能力（詳細は技術資料様式-5に記載）

評価項目	申請評価基準	申請点
令和4年度から令和6年度における工事成績評定点の平均点		
平成27年4月1日以降の同種・類似工事の施工実績		
令和2年度から令和7年度における優良工事等表彰の有無		
令和6年度以降の週休2日推進工事の施工実績の有無		
登録基幹技能者の配置		
建設キャリアアップシステムの活用申請の有無		
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況		

配置予定技術者の能力

（詳細は技術資料様式-6に記載）

技術者の複数申請の有無：

評価項目	申請評価基準	申請点
技術者の資格（工種：建築一式工事）		
平成27年4月1日以降の主任（監理）技術者等としての施工経験		
令和2年度から令和7年度における優良技術者表彰の有無		
CPD（継続教育）の状況		

企業の地域貢献度等（詳細は技術資料様式-5に記載）

評価項目	申請評価基準	申請点
企業の地理的条件		
災害協定の締結及び令和2年度から令和6年度における災害協定に基づく活動実績		
災害協定締結業者のうち、建設機械の保有状況		
令和6年度における地域ボランティア活動		
労働福祉の状況	雇用実績（令和6年度における新規雇用等）	
	障害者雇用企業登録者名簿への登録	
	次世代育成支援企業の認定	

申請点合計： 0.0点

- ※ 本申請書の申請点に誤りがあった場合、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正します。ただし、「企業の施工能力」のうち工事成績評定の評価点はこの限りではありません。
- ※ 配置予定技術者の能力は、複数の技術者を申請する場合、各配置予定技術者のうち評価の合計が最も低い者の氏名を記入し、その技術者の点数を申請してください。
- ※ 工事成績は、静岡県建設事務総合システムに登録（静岡県発注工事）された過去3カ年度（令和4年度から令和6年度に完成した当初契約500万円以上の工事）の平均点（当該工事の同業種を対象）とします。また、当該業種の成績評定実績がない入札参加資格者については、加點評価しません。減点となる実績（64点以下）は、当該発注工事と同業種におけるものとします。記載のない場合は、静岡県の算定により評価します。
- ※ 本申請書のほか、入札公告1-6(2)提出する資料一覧に記載の各資料を提出してください。開札後に落札候補者となった場合は、執行機関の指定する日までに根拠書類（事前提出分を除く。）を提出してください。なお、根拠書類が提出できない場合や資格要件を満たしていない場合等は入札が無効となることがあります。
- ※ 虚偽の申請を行った場合、入札参加停止等の処分をすることがあるので十分注意ください。

会社名：_____

技 術 提 案 書 (1 / 2)

< 工事名：令和〇〇年度〔第〇〇-Z〇〇〇〇-〇〇号〕 〇〇〇〇〇〇〇〇工事 >

技術提案が認められなかった場合における標準案での施工意思の有無

評価項目	標準案での施工意思の有無	
〇〇に関する技術提案	あり	なし
〇〇に関する技術提案	あり	なし

注意事項：

- * 技術提案書の提出又は求める評価項目に対する技術提案がない場合は、入札を認めません。
- * 技術提案が認められなかった場合に標準案での施工意思がない場合は、入札を認めません。
- * 施工の精度を確認する計画の提案は評価しません。

会社名：_____

<工事名：令和〇〇年度 [第〇〇-Z〇〇〇〇-〇〇号] 〇〇〇〇〇〇〇工事>

技 術 提 案 書 (2/2)

(記入すべき項目)

1 提案の概要

(標準案との相違点を含め、提案の概要を記述してください。)

2 具体的な方法の記述

(1) 〇〇に関すること

(提案の確実性、安全性についてもわかるように記述してください)

(2) 〇〇に関すること

3 上記提案の工業所有権等の排他的権利の有無

※必要に応じて構造図や説明用の図表を添付してください。

※枚数は制限しないが、簡潔に記述してください。

簡易な施工計画(工程管理、実施手順)

[illegible]

1	
2	
3	
4	
5	

記載してください。

- ・施工を進めるに当たり、工程上配慮すべき点や不測の事態で工程に遅れが生じた場合の対応、工期短縮に向けた工夫など工事がスムーズに行われるような所見について、簡潔に記載してください。
- ・白紙や工程表が施工の条件に合わない場合は、「簡易な施工計画」が「不適切」となります。
- ・5件までの提案が可能です。提案は上記①～⑤に簡易書きで簡潔かつ具体的に記載してください。（6件以上の提案は評価対象としません）提案事項のうち、説明資料が必要な場合は別添資料（様式自由）を提出することができます。

簡易な施工計画(技術的所見)

工事名:

会社名:

注意事項

- ・白紙や提案の記載がない場合は、「簡易な施工計画」が「不適切」となります。
- ・5件までの提案が可能です。上欄に箇条書きで簡潔かつ具体的に記載してください。
（6件以上の提案は評価対象外）
（1件の提案のうち、複数の提案の記載があった場合は、最初の提案を評価対象とし、2番目以降の提案は評価しません。）
- ・提案事項のうち、説明資料が必要な場合は別添資料（様式自由）を提出することができます。

企業の施工能力

会社名：

同種・類似工事の実績 ①	同種・類似の別	同種・類似 ※要件に該当する場合のみ記載してください。				
	工事名称					
	発注機関名					
	契約金額	(消費税込みの金額を記載してください。)				
	工期	年 月 日～ 年 月 日				
	受注形態等	※単体で受注した場合は単体と記載し、共同企業体で受注した場合は共同企業体名とその構成員名を記載してください。				
	工事概要	※同種及び類似工事が確認できる内容 (用途種別、構造・階数、延床面積、工事種別等の同種・類似工事の要件に該当する内容)を記載してください。				
	CORINSの登録番号					
優良工事等表彰の有無 ②		あり	なし	受賞年度 (R2～R7)	年度 ※当該年度の表彰は表彰日以降公告案件のみ対象	
ありの場合 知事、部長、参事・局長・所長表彰の別		知事 部長	参事 局長 所長	表彰対象工事名		
週休2日推進工事の施工実績の有無 ③		あり	なし	対象工事名 (R6年度以降) 工 _____ 期		
登録基幹技能者の配置 ④		あり	なし	所属組織(企業)名	技能者氏名	
				技能者講習の種目	修了証番号	
				修了年月日	年 月 日	有効期限
建設キャリアアップシステムの活用申請⑤		申請する	申請しない			
ISO(9001・14001)又はエコアクション21の認証取得 ⑥		あり	なし	取得している認証	ISO9001・ISO14001・エコアクション21 (取得している認証を1つ選択)	
				有効期限	年 月 日 ※技術資料提出期限日時時点で有効なもの	
ISO9001を活用した監督業務による工事実績の有無		あり	なし	対象工事名		

企業の地域貢献度等

災害協定の締結 ⑦	あり	なし	協定先(県・市町等)	協定締結日 (令和4年度以前の月)	年 月 日
災害協定に基づく活動	あり	なし	活動時期	年 月	活動場所(市町名)
建設機械の保有状況	あり	なし	災害名称		
			保有台数	台	
地域ボランティア活動 ⑧	あり	なし	活動時期 (R6年度)	年 月	活動場所(市町名)
			具体的な活動内容		
雇用実績 ⑨	あり	なし	被雇用者氏名	雇用年月日	年 月 日
ありの場合 新卒者雇用・新規雇用の別	新卒者	新規	卒業学校名 (新卒者雇用の場合)	卒業年月日 (新卒者雇用)	年 月 日
静岡県経済産業部所管の障害者雇用企業登録者名簿への登録 ⑩	あり	なし			
静岡県次世代育成支援企業の認定 ⑪	あり	なし			

◎評価の詳細、提出書類に関しては、「入札公告 1-6 (3) 技術資料作成上の注意事項」を確認してください。

◎根拠書類の提出：(事後確認型) 根拠書類は事後確認時に提出してください。

(事前確認型) 入札前に全ての入札参加者が全ての根拠書類を提出してください。

- ① 評価対象は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注し、平成22年度以降に完成、引渡しが完了した工事、入札公告 1-6 (3)に記載された要件を満たすものとします。ただし、静岡県発注の工事の場合には、工事成績評定64点以下は施工実績として認めません。
- ② 評価対象は、令和2年度から令和7年度に静岡県(財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良工事・安全工事・社会(地域)貢献・ICT優良工事・働き方改革工事部門の表彰とします。なお発注業種と同業種の工事のみ対象とします。また、令和7年度の表彰実績は、表彰日以降に公告した案件において評価対象とします。
- ③ 評価対象は、「静岡県週休2日推進工事(建築工事)実施要領(令和2年4月1日施行)」に基づき、技術資料提出期限日までに完成、引渡しが完了した4週6休以上の現場閉所を実施した工事とします。なお、静岡県が発注した工事を評価対象とし、工事成績評定64点以下は評価対象としません。
- ④ 評価対象は、入札公告に記載された登録基幹技能者講習の種目の登録基幹技能者で、県内の元請又は下請予定企業が雇用する登録基幹技能者1名とします。なお、本工事における配置予定技術者(主任(監理)技術者)又は現場代理人として申請する技術者は評価対象としません。
- ⑤ 当該工事において、(一財)建設業振興基金によって運営がなされている「建設キャリアアップシステム」の活用を申請する元請を評価対象とする。「活用申請あり」の場合は、「事業者登録の実績」の有無に関わらず「事業者登録」の実績ありとして評価します。
- ⑥ 評価対象は、技術資料提出期限日時時点で有効なISO又はエコアクション21の認証とします。またISO9001の活用に関する評価対象は、静岡県発注工事で平成22年度以降に完成、引渡しが完了した発注業種と同業種工事とします。(完成までにこの取扱いを中止した工事を除く)。なお、工事成績評定64点以下は評価対象としません。
- ⑦ 評価対象は、令和6年度以前に静岡県又は県内の国・市町の機関等と結んだ災害協定とします。協定先の欄には所属している組合等ではなく、協定先の機関名(静岡県、〇〇市等)を記載してください。また、災害協定に基づく活動実績に関する評価対象は、令和2年度から令和6年度に行った活動実績とします(入札公告 1-8 ③に記載された地域での活動に関しては加点あり)。なお、訓練への参加は対象外とします。
- 建設機械の保有状況に関する評価対象は、災害協定を締結しており、経営規模等評価結果(経営事項審査結果)で建設機械を3台以上有する場合とします(自社所有又は1年7か月以上の使用期間が定められている長期リースによる保有)。
- ⑧ 評価対象は、令和6年度に県内での公共施設等に対する自発的なボランティア活動(環境・美化、交通安全、福祉活動等で、協会活動や町内会等からの要請活動を含む。)の実績とします。なお、寄付活動等の金銭的な活動は対象外とします。
- ⑨ 評価対象は、県内居住者(雇用後に県内居住者となった者を含む)を新規に雇用し、技術資料提出日以降も継続雇用の見込みがある場合とします。新卒者は、令和5年度又は令和6年度に卒業し、令和7年3月31日までに雇用した者とします。新規雇用は令和6年度に雇用した者とします。
- ⑩ 評価対象は、令和7年3月31日時点で有効なものとなります。
- ⑪ 評価対象は、令和7年3月31日時点で有効なものとなります。

配置予定技術者の能力

会社名:

配置予定技術者の氏名		主任（監理）技術者		
最 終 学 歴	卒 業 年 月		学 校 名	
法令による資格・免許 ①	(資格・免許名)		登 録 番 号	
			取 得 年 月	
	(資格・免許名)		登 録 番 号	
			取 得 年 月	
法令による資格 (監理技術者)	資格者証 番号		交 付 年 月 日	
	講習終了証 番号		修 了 年 月 日	
同種・類似工事の施工経験	同種・類似の別	同種 ・ 類似 ※要件に該当する場合のみ記載してください。		
	工 事 名 称			
	発 注 機 関 名			
	契 約 金 額			
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	従 事 役 職	※主任（監理）技術者、監理技術者補佐、現場代理人の別を記載してください。		
	工 事 概 要	※同種及び類似工事が確認できる内容（用途種別、構造・階数、延床面積、工事種別等の同種・類似工事の要件に該当する内容）を記載してください。技術資料提出時に同種・類似工事の要件及び配置予定技術者の従事状況が判別できる根拠資料（工事カルテの写し等）を添付してください。		
②	CORINSの登録番号			
優良技術者表彰の有無 ③	受賞年度(R1～R6)		表彰の種別 [部長、参事・理事・局長・所長]	
	表彰対象工事名			
CPD(継続教育)の状況 ④	取得単位		証明書発行団体名	
	単位取得期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

申請時の他工事の従事状況	工 事 名 称	
	発 注 機 関 名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従 事 役 職	
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINSの登録番号	

◎評価の詳細、提出書類に関しては、「入札公告 1-6 (3) 技術資料作成上の注意事項」を確認してください。

◎根拠書類の提出: (事後確認型) 根拠書類は事後確認時に提出してください。

(事前確認型) 入札前に全ての入札参加者が全ての根拠書類を提出してください。

◎複数の技術者を登録する場合(数の制限なし)は、本様式を複写し作成してください(評価対象は最も評価点の低い技術者)。

① 入札公告 1-8 ②に記載された資格を有する場合は記載してください。

② 評価対象は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注し、平成27年度以降に完成、引渡し完了した工事で、入札公告 1-6 (3)に記載された要件を満たすものとします。ただし、静岡県発注の工事の場合には、工事成績評定64点以下は施工経験として認めません。なお、低入札価格調査制度による補助技術者は評価しません。

③ 評価対象は、令和2年度から令和7年度に静岡県(財務部、経営管理部、交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部、企業局)が行う優良技術者部門の表彰とします。なお、発注業種と同業種の工事のみを対象とします。また、令和7年度の表彰実績は、表彰日以降に公告した案件において評価対象とします。

④ 評価対象は、令和5年度から令和6年度の2年間のうち任意の1年間において、建築CPD運営会議等の証明団体の推奨単位以上の取得単位がある場合とします。

(評価・提出書類については、「入札公告 1-8 ②配置予定技術者の能力について」を参照)